

令和7年国勢調査佐賀県広報業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年国勢調査佐賀県広報業務

2 業務目的

国勢調査は、統計法において、我が国の人口・世帯の状況を明らかにする基本的かつ重要な統計として位置づけられており、その結果は国、地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として用いられるほか、研究・教育活動、経済活動など広範に利用されている。

本調査を円滑かつ確実に実施するためには、調査実施の認知はもとより、調査の必要性や調査内容などを広く周知し、調査に対する理解を得ることが必要である。あわせて、インターネット回答の積極的促進、一人暮らしの学生及び単身勤労者等の若い世代への回答促進、オートロックマンション等集合住宅居住者への回答促進を重点とした効果的な広報を実施することにより、対象者からの確実な回答の提出に資することを目的とする。

3 訴求対象及び内容

県内すべての人を対象とするが、特に以下について重点を置き、確実な回答の提出を促し、インターネット回答が可能な人についてはインターネット回答を推奨する。

- ・調査を知らない又は関心のない人
- ・プライバシー意識が高く、回答に消極的な人
- ・一人暮らしの学生及び単身勤労者等の若い世代
- ・調査員の面会が困難な人（オートロックマンション等集合住宅居住者）

4 要求仕様

下記調査スケジュールを参考に、時期に応じた広報を行うこと。

- ・調査基準日 令和7年10月1日
- ・調査員による調査票配布期間 令和7年9月20日から9月30日
- ・インターネット回答期間 令和7年9月20日から10月8日
- ・調査票回答期間 令和7年10月1日から10月8日
- ・調査票督促回収期間 令和7年10月17日から10月27日

5 委託内容

別紙1「参考資料」を十分に確認の上、委託者より提供する広報素材等を活用した以下についての広報を企画提案し、発注者と協議のうえ実施すること。また、セグメント別特徴、情報感度、効果的な訴求メディア、訴求内容、表現の方向性及び各広報媒体の特性（視聴者層や1回に受け取る情報量など）を勘案した効果的な広報を企画提案すること。

ただし、下記(1)～(5)については、予算内で最大限の効果を得られるよう配分等を検討し、いずれかを実施しないことも可能とする。

なお、佐賀県民を対象とし、県内の特定の市町に偏りすぎる広報とならないよう留意すること。

- (1) 新聞広告
新聞名、回数、広告の大きさ等を明示すること
- (2) ラジオ・テレビスポット CM
媒体名、回数、時間帯を明示すること
- (3) デジタルサイネージ
JR 佐賀駅、ゆめタウン佐賀、SAGA アリーナ、駅前不動産スタジアムなど、場所、回数等を明示すること。
- (4) インターネット広告
佐賀県エリアからアクセスしているユーザーに限定することとし、媒体を明示するとともに、年齢や使用言語等、ターゲット設定を明示すること。
- (5) 交通広告
駅構内、電車・バス車内など、場所を明示すること。
※別紙 3「広報素材一覧」より各種ポスターを使用可能。
- (6) 自由提案
上記 (1) ～ (5) 以外で、目的に資する独自の広報手法を提案し、実施する。
なお、回答者（応募者）に景品が当たるクイズなどのキャンペーンや、特定の調査回答方法にインセンティブを設けるような企画は禁止とする。

6 実施報告書の提出

広報実績、記録写真、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

7 その他

- (1) 成果品についての権利は佐賀県に帰属する。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに協議を行うこと。
- (3) 単なる告知に留まらず、別紙 4「令和 7 年国勢調査の概要」等の内容を踏まえ、国勢調査の意義や重要性を伝える工夫をすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、佐賀県と契約者が協議の上、定めるものとする。

8 問い合わせ先

佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第一担当

〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1-59

TEL : 0952-25-7184 FAX : 0952-25-7298

MAIL : toukeibunseki@pref.saga.lg.jp